

公益財団法人東松山文化まちづくり公社役員等の報酬等に関する規程

平成23年7月7日 規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律48号）第89条、第105条（第197条において準用する第89条、同第105条）〈及び第196条〉並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律49号）第5条第13号及び公益財団法人東松山文化まちづくり公社（以下「公社」という。）定款第13条及び第26条の規定に基づき、公社の理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬の支給基準について定めることを目的とする。

(役員等の報酬)

第2条 役員等が次の会議等に出席したときは、その出席した日数について報酬を支給する。ただし、2以上の会議等に出席した日があるときは、これを1日として計算する。

- (1) 理事会に出席したとき
- (2) 評議員会に出席したとき
- (3) 監事が監査の業務を行うとき
- (4) 理事長が特に必要と認めた会議に出席したとき

2 前項の規定により支給する役員等の報酬の額は、日額5,800円とする。

3 役員等には、役員賞与及び退職手当を支給しない。

(報酬の支払方法)

第3条 役員等に対する報酬等は、前条第1項各号に定める会議等に出席した都度、支給する。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出のあったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が第2条第1項各号の会議等に出席したときは、その出席した日数に応じ費用弁償を支給する。

2 前項の規定により支給する費用弁償の額は、日額2,200円とする。

(旅費)

第5条 役員等が公社の用務のため出張したときは、旅費を支給する。

2 役員等が同一の日に会議等に出席し出張したときは、旅費を支給する。

3 役員等に支給する旅費の支払い方法等については、前項に定めるほか、東松山市一般職職員等の旅費に関する条例（平成11年条例第7号）及び東松山市一般職職員等の旅費に関する規則（平成11年規則第7号）の例による。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第7条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

公益財団法人東松山文化まちづくり公社役員報酬等に関する規程(昭和61年公社規程第3号。)は、廃止する。

附 則（平成24年規程第1号）

この規程は、公益財団法人東松山文化まちづくり公社の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成26年規程第3号）

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成27年規程第3号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

